

『徳島市火災予防条例改正の概要・防火管理の取組み』

徳島市内で行われるすべての催し(イベント)が対象となります！

～多数の者の集合する催し(イベント)を開催するにあたり～

(祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する火気を取扱う催し)



主催者・露店等開設者の義務となります。



□火気を取扱う露店等に「**消火器の準備**」

[条例第18条～22条]



「指定催し」



「指定催し以外の催し」



指定催し[条例第42条の2]

大規模で火災発生時に人命・財産に重大な被害を与えるおそれのあるもの（出店露店数が100を超え、開催場所を指定するもの）

- 「指定催し」は消防局長が指定し、通知
- 事前に主催者へ意見聴取
- 市民のみなさまに公示

主催者の必要事項[条例第42条の3]

- 「防火担当者」を選任
- 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、「防火管理業務」を行わせる。
- 「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」を所轄消防署に提出

指定催し以外の催し[条例第45条]

出店露店数が、100以下のもの
※近親者のみで行うバーベキュー等、相互に面識がある者のみが参加する催しは除きます。

届出者の必要事項

- 「露店等の開設届出書」を所轄消防署に届出
- 消防職員による事前指導

□○催し当日の防火管理の徹底(届出内容を実践すること)

- 安全チェックシートによる安全点検の実施
- 消防職員の現地指導

